

# 近世北関東農村における隷属農民の 存在形態とその自立過程

—— 常陸国真壁町周辺の事例 ——

長谷川伸三

- I 問題の所在
- II 隷属農民の存在形態 —— 下谷貝村の場合 ——
- III 隷属農民の存在状況 —— 塙世村と本木村の場合 ——
- IV 隷属農民の自立闘争 —— 塙世村分郷の場合 ——
- V むすびにかえて

## I 問題の所在

近世幕藩体制社会は、基本的には幕藩領主権力が封建的土地所有のもとでの自立を達成した小農民経営を基盤に、彼らを村落共同体単位に支配・掌握して成立していると理解することができる。たしかにかかる封建小農の多くは、本百姓として一定の田畑・屋敷の所持を認められ、年貢納入の義務を負うとともに、村落共同体の基本的な構成員としての一定の発言権を獲得していた。

しかし、このような体制が幕藩体制社会の発足と同時に成立したわけではなく、またすべての農民が小農自立を達成し、本百姓身分を獲得したのでもなかった。実際の村落共同体には、ことに近世前半期や後進的な地域においては、零細な石高所持しか実現しえず、一人前の百姓に扱われなかった水呑・無高百姓や、有力農民への隷属関係から脱しえないままの譜代・屋敷者・<sup>まえじ</sup>前地・<sup>けほう</sup>家抱・<sup>かど</sup>門の者などとよばれる隷属農民の存在がみられた。

ここでは後者の隷属農民の存在に焦点をあてて、かかる農民が近世前半期

にいかなる存在形態をなし、また近世後半期にかけて、いかなる経過をたどって自立を達成しようとしたかを明らかにし、隷属農民の存在をも視野にいれた上で、幕藩体制社会の性格、なかでもその基盤をなす近世村落共同体の性格に接近してみたい。

北関東農村における隷属農民の分析に関しては、さしあたり次の二つの論文に注目したい。それは深谷克己「野州農村における下層隷属農民——『前地』の存在形態——」（『栃木県史研究』1号）と秋本典夫「従属農民の解放をめぐる近世封建権力と村落共同体——承応～元禄期における北関東下野の場合——」（『宇都宮大学教養部研究報告』4号1部）である。前者は幕藩体制下における農民諸階層の隷属の多様性と諸形態を、野州農村に広範に見られる「前地」農民の性格を分析することによって、具体的に明らかにしようとしている。まず「前地」の多様な存在形態の分析から、彼等が幕藩体制の確立期に形成され、再生産されることを明らかにするとともに、彼等の自立と解放の基本的な方向が百姓化であるとし、その具体的な条件を解明している。近世の隷属農民を中世の遺制として把握しようとする方法を克服している点を積極的に評価したい。

後者は近世村落共同体の構成員たりえない農民として、身分階層の固定化による従属農民と、社会的・経済的な支配・隷属関係による隷属農民の存在と両者の性格の違いを明らかにしている。ことに野州農村では、承応～寛文期検地がかかる隷属農民を「前地」として固定化したこと、それ以後元禄期前後にかけて、従属農民の「直百姓」化、および隷属農民の地位向上の闘争が、領主権力と村落共同体の固い枠に衝突しながら展開されたことを明らかにしている。従属・隷属農民の性格を、村落共同体や封建権力とのかかわりのなかで把握している点は示唆的である。

本稿は前述の隷属農民の実態を、常陸国真壁郡のうち、真壁町（町屋村）周辺の数か村（現在の真壁町および大和村、近世では笠間藩領および旗本領）に事例をもとめて検討したものである。史料的制約と筆者の能力の限界により、かかる隷属農民の成立過程を明らかにしえず、ただその存在形態と

自立過程の一端を示しえたにすぎない。なお関係史料の一部は、『茨城県史料・近世社会経済編Ⅰ』（1971年刊）に収録されており、長倉保氏他による解説には教えられる点が多いので、ぜひ参照されたい。

笠間藩領における隷属農民の性格に関しては、18世紀半ばに同藩士高橋左助義方が書いた『地方要集——地方名目——』という地方書に当代の解説が見られるので、関連する箇条を引用してみよう。<sup>(1)</sup>

- 「一 家抱<sup>カホウ</sup> 先祖より持高の内を家来に分け譲り、検地の節水帳に肩書に何右衛門誰と記し置候て、年貢は主人方え請け、主人より上納仕候を家抱と申候。笠間に而は門の前と申候。耆騎の百姓より少し賤申候。家抱とは少替り候所に御座候。
- 一 耆騎前 村毎に相違は御座候得共、先持高四石以上を耆騎役と申候。村方に而夫伝馬に前銭等割合も耆騎より割仕候。其外水呑百姓等は銭役等と申候て相勤申候。」

まず隷属農民の例として「家抱」をあげ、先祖の農民が家来に分地し、検地帳上に分付け記載され、主人を通して年貢を納入する農民と規定し、笠間藩領では「門の前」と称し、「耆騎前」の百姓に対するものであると指摘している。ここでは「門<sup>かど</sup>百姓」に通じる名称がだされており、また領主権力の農民支配との関係もある程度示されているが、主人と家抱・門の前との隷属関係の内容などは、小作関係が予想される他はあまり明確ではない。

## Ⅱ 隷属農民の存在形態 ——下谷貝村の場合——

下谷貝村は、真壁の西方約4キロの雑木林の低台地と畑と浅い谷田<sup>やとだ</sup>が起伏する平場の村である。村高は1302石余で、うち田方645石、畑方626石とやや畑がちであり、支配は数給の旗本領にわかれていた。

この村の500石分の名主を勤めていた市村五郎右衛門家は、現在でも真壁

(1) 大和村勝田貞家文書。

と下館を結ぶ県道に面して、樹木におおわれた広大な屋敷構えを見せている。この屋敷構えのなかには、主人の家屋の他に、明治初年まではかなりの屋敷者とよばれる隷属農民の住居があったといわれ、現在でも住居跡や古井戸が残っている。また延宝期以来の人別帳・宗門人別帳が伝えられており、その内容から多数の隷属農民を含んだ村落構成を明らかにすることができる。

〔第1表〕 延宝4年(1676)下谷貝村の階層別家族構成

〔持高 40石以上 下人保有 2戸〕

名前	持高	総数	家族	男	女	童	下人	男	女	童	馬	家族
名主 五郎右エ門	石. 合 86.577	81	5	3	2		76	31	37	8	6	10
名主清右エ門	71.250	45	5	2	3		40	20	17	3	4	5
小計	157.827	126	10	5	5		116	51	54	11	10	15
平均	78.914	63	5	2.5	2.5		58	25.5	27	5.5	5	7.5

〔持高 20~40石 下人保有 6戸〕

市郎右エ門	30.580	25	6	3	3		19	8	11		2	7
善兵衛	29.895	12	5	3	2		7	3	4		2	4
名主五右エ門	28.332	22	6	2	4		16	7	6	3	1	4
次左エ門	26.008	10	7	3	4		3	2	1		1	3
長右エ門	23.224	6	4	2	2		2	1	1		1	3
清左エ門	20.000	12	5	2	3		7	4	3		1	2
小計	158.039	87	33	15	18		54	25	26	3	8	23
平均	26.340	14.5	5.5	2.5	3		9	4.2	4.3	0.5	1.3	3.8

〔持高 15~20石 下人保有 7戸〕

長左エ門	19.460	11	7	4	3		4	1	3		1	2
次郎右エ門	18.939	10	8	2	6		2	1	1		1	3
徳右エ門	18.694	8	6	3	3		2	1	1		1	2
藤兵衛	17.939	22	15	6	9		7	5	2		2	5
太郎右エ門	17.778	11	9	5	4		2	2	0		1	3
仁左エ門	15.137	6	4	2	2		2	1	1		1	2
喜左エ門	15.000	7	6	3	3		1	1	0		1	2
小計	122.947	75	55	25	30		20	12	8		8	19
平均	17.564	10.7	7.9	3.6	4.3		2.9	1.7	1.1		1.1	2.7

〔持高 15~20石 下人なし 1戸〕

仁右エ門	16.980	4	4	2	2				1	2
------	--------	---	---	---	---	--	--	--	---	---

〔持高 10~15石 下人保有 13戸〕 以下略記

小計	164.149	106	72	33	37	2	34	16	17	1	13	27
平均	12.858	8.2	5.5	2.5	2.8	0.2	2.6	1.2	1.3	0.1	1	2.1

〔持高 10~15石 下人なし 18戸〕

小計	216.648	108	108	50	53	5					16	35
平均	12.036	6	6	2.8	2.9	0.3					0.9	1.9

〔持高 5~10石 下人保有 8戸〕

小計	64.462	47	33	17	15	1	14	7	7		8	16
平均	8.058	5.9	4.1	2.1	1.9	0.1	1.8	0.9	0.9		1	2

〔持高 5~10石 下人なし 42戸〕

小計	311.665	174	174	88	77	9					25	67
平均	7.421	4.1	4.4	2.1	1.8	0.2					0.6	1.6

〔持高 0~5石 下人保有 1戸〕

甚右エ門	4.121	6	5	3	2		1	1	0		1	2
------	-------	---	---	---	---	--	---	---	---	--	---	---

〔持高 0~5石 下人なし 14戸〕

小計	57.763	60	60	30	27	3					5	19
平均	4.126	4.3	4.3	2.1	1.9	0.2					0.4	1.4

合計 (112戸)	1274.601	793	554	268	266	20	239	112	112	15	95	225
平均	11.380	7.1	4.9	2.4	2.4	0.2	2.1	1	1	0.1	0.8	2

(史料) 真壁町市村浩家文書, 延宝4年「真壁下谷貝村人別反別家数馬数帳」

第1表は、延宝4年(1676)の「人別反別家数馬数帳」を整理したものである。『茨城県史料・近世社会経済編I』には、同年の「下谷貝村人別帳」が紹介されているが(p. 92)、後者は朝比奈六右衛門知行500石分の人別帳であるのに対し、前者は山田清太夫知行802石分を含む全村にわたっており、かつ田畑面積や家数の記載もあるので、ここでは前者を分析することにした。

第1表は、各百姓の持高と下人の有無に基づいて表示してある。まず40

石以上層の2戸は、ともに名主で、多数の下人を抱えている。下人のなかに童を含み、また80石前後の持高や馬・家数から判断しても、これらの下人のかなりの部分は、家族を構成する隷属農民であることが推測されよう。なお名主五郎右衛門の持高86石余の内容は、田4町1反1畝、畑6町9反8畝、屋敷3反2畝、合計11町4反1畝であり、同じく清右衛門の持高71石余の内容は、田3町5反3畝、畑5町5反5畝、屋敷4反8畝、合計9町5反6畝である。

つぎに20～40石層の6戸は、いずれもかなりの下人を抱えており、この層のなかにも、家族を構成する隷属農民を従えているものが存在すると思われる。15～20石層は下人保有7戸に対し、下人なし1戸で、下人数も一部を除いて数人であり、20～25石前後の持高が、隷属農民の保有・非保有の境界線とみなしうる。10～15石層になると、下人なしの戸数が下人保有戸数を上回り、10石未満層では、下人なしの戸数が圧倒的に多くなっている。むしろこの層には、その零細な持高から判断して、村内の中・上層農民へ下人労働力を供給している農民が、かなり含まれていると見られる。

天和3年(1683)の「下谷貝村宗門御改一札」は、「毎年邪蘇宗門御改、弥以当年も村中大小之百姓并妻子・下人等迄、其出所吟味仕、老若男女当歳生れ子迄、此帳面に付け落し・付け損無御座候」という前書をもつ、全村(旗本二給)にわたる詳細な宗門人別帳である。<sup>(2)</sup> 記載されている百姓112戸(門前百姓3戸を除く)を、家族構成と下人保有に基づいて整理すると次のようになる。

- I 家族を構成する屋敷者・譜代百姓を保有する家12戸(うち複合的家族2戸)
- II 家族を構成しない屋敷者・譜代百姓を保有する家10戸(うち同上0戸)
- III 年季下人を保有する家34戸(うち同上4戸)
- IV 年季下人を保有しない家56戸(うち同上10戸)

(2) 真壁町市村浩家文書。

第1表にみた延宝4年の場合には知り得なかった家族構成と下人の性格が、ここでは明確になっている。延宝4年の場合と対比して、Ⅰは20石以上の上層農民に相当し、Ⅱは15～20石の下人保有農民に、Ⅲは5～15石の下人保有農民に、Ⅳは0～15石の下人非保有農民に相当する。それぞれの階層の戸数もほぼ対応している。

なお複合的家族とは、主人の家で親と長子以外の夫婦を含む家族で、たとえば当主の弟夫婦、当主の次三男の夫婦などを含むものである。しかし、上記以外に傍系親族として、叔父や従弟などの夫婦を含むものは見あたらない。また家族を構成しない屋敷者・譜代百姓は、再生産される可能性の少ないものなので、いずれはⅢの一般下人の保有へ移行するものと考えられる。

ここでは、Ⅰの家族を構成する屋敷者・譜代百姓を保有する家を検討して、有力農民と隷属農民との関係を明らかにしたい。Ⅰに属する12戸のうち、名主五郎右衛門家と同じく亀之助（延宝4年の清右衛門）家の2戸は、多数の屋敷者・譜代下人・一般下人を抱えており、特異な存在であるが、まずその家族・下人構成を略記してみよう。数字は年令、「・」は家族を示している。

五郎右衛門 46 女房 33 男子 25 女房 19 男孫 1 母 70 弟 33 女子 4  
(以上8人)

年季下人——男(当村) 22 男(他村) 23 男(他村) 20 男(他村) 16 男(他村) 18 男(他村) 18 男(他村) 10 女(他村) 47 女(当村) 29 女(当村) 26 女(当村) 29 女(当村) 16 女(不明) 18 女(他村) 12 女(当村) 25 男(当村) 16 (以上16人)

年季者——「次兵衛(当村) 32 女房 26 男子 7」(以上1家族・3人)

譜代者(独身)——下男 27 下男 8 下女 67 下女 43 (以上4人)

譜代者——「市左衛門 48 女房 43 女子 18 男子 4」「与惣兵衛 53 女房 55」「瀬兵衛 33 女房 32 男子 3」「長八 29 女房 29 男子 15」「清兵衛 49 女房 48 男孫 5」「長兵衛 46 女房 43 男子 22 女孫 2」(以上6家族・19人)

屋敷者——「三左衛門 39 女房 32 女子 15 男子 8 女子 5」「又左衛門 35 女房 27 親 80 女房 67 男子 5」「吉兵衛 80 女房 72 女孫 8」「六兵衛 72 女房 65 男子 21 女子 34 後家娘 13 姉カ 73」「市兵衛 52 女房 39

男子 27 女房 20 女子 18 男子 13]「伝兵衛 40 女房 36 母 81 男子 12」  
 「長作 42 母 69 男子 10」「与吉 45 女房 44 男子 11」「三右衛門 63 男  
 子 28 男子 36 女房 30 女孫 12 男子 36 女房 24 男孫 7 男孫 2」  
 (以上9家族・44人) 総計94人

亀之助 16 母 43 (以上2人)

年季者——下女(不明) 30 下女(他村) 25 下女(不明) 14 下女(当村) —  
 下女(当村) 34 下女(当村) 12 下男(当村) 41 下男(当村) 31 下男(当  
 村) 35 下女(不明) 30 (以上10人)

譜代者(独身)——下女 44 下女 18 下男 21 下男 29 下男 12 下男 — (以  
 上6人)

譜代者——「作右衛門 66 女房 53 男子 27 同女房 24 女孫 7 男孫 8 男孫  
 3」「久左衛門 52 女房 44 女子 17 男子 13 男子 8」「吉兵衛 40 女房 34  
 男子 10 男子 5」(以上3家族・16人)

屋敷者——「久右衛門 59 女房 50 男子 23 男子 —」「六左衛門 74 女房 64  
 長兵衛 28 同女房 22 男孫 3」「喜兵衛 64 女房 50 男子 37 同女房 38  
 男孫 11 男孫 6 男子カ 28」「吉左衛門 55 女房 47 男子 15」「弥蔵 79  
 女房 67」「五郎兵衛 53 女房 53 男子 20 女子 24 男子 13」「武兵衛 51  
 女房 50 男子 6 女子 7」(以上7家族・30人) 総計64人

以上に見られるように、五郎右衛門家は実に16家族を含む86人の下人・隷属農民を従えており、亀之助家も10家族を含む62人の下人・隷属農民を従えている。家族を構成する譜代百姓と屋敷者との違いは、後者が独立した屋敷を所持し、一定の耕地を分与されていて、主人への従属度がより低いものと考えられる。例えば延宝4年の五郎右衛門家の家数は10戸で、天和3年の同家の屋敷者は9家族である。また屋敷者の方が概して家族数が多い。これに対して譜代百姓は、主人の屋敷地の一角に小屋住みしていたと見られ、主人への従属度もより高かったと考えられる。

従って農業経営の上からも、屋敷者は主人から分与された土地にみあうだけの賦役労働を提供する、いわゆる名田小作を行なう程度の自立を達成していたであろう。主人の家は、譜代・年季の下人(家族構成をもつ者を含めて)の労働力を動員して大規模な農業経営を行ない、部分的に屋敷者の賦役労働をもって補充していたのである。かかる農業経営は、この地域ではほぼ



18世紀前半期（元禄～延享・寛延期）まで維持され、それを可能にしたのは、多数の隷属農民の保有と、それを支えた土豪的百姓の系譜に基づく大土地所持と、村落に対する名主としての特権的な地位であった。

Iに属する残り10戸に関しては、多少の家族・下人数の規模の違いがあるので、比較的多人数の家と少人数の家の二例を示してみよう。

善兵衛（延宝4年持高29.9石）48 女房43 男子22 同女房21 女孫2 妹聳  
54 同女房（妹）43

下男（年季他村）18 下女（年季他村）24 下女（年季当村）13 下女（年季他  
村）43

譜代者——下女6 「下男六右衛門34 女房28 母61 弟17 男子10 女子4」

屋敷者——「太兵衛31 女房27 女子3」「長右衛門57 女房56」

（以上家族7人，下人4人，譜代者7人，屋敷者5人，計23人）

太郎右衛門（延宝4年持高17.8石）43 女房43 男子16 男子10 父親73 同  
女房60

下男（譜代）33 下男（譜代）18 下女（年季当村カ）35

屋敷者——「新兵衛65 女房55」

（以上家族6人，下人3人，屋敷者2人，計11人）

いずれも名田地主経営に準ずる比較的小さなものといえよう。Ⅱ，Ⅲの大部分とⅣは、いうまでもなく小農民経営である。ことにⅣに属する農民のうちかなりの部分は、零細な持高のため、家族の一部を年季下人として、村の内外の上層農民に放出せねば再生産が不可能であった。以上が小農民経営が全面的に展開する前夜の村落構成であり、比較的後進的な北関東の平野部の農村では、17世紀後半（寛文～元禄期）には一般的な姿だったのである。

第2表は、上に見た延宝・天和期の村落構成、ことに一部有力農民の支配下に存在する多数の隷属農民が、その後どういう経過をたどったかを見るために作成したものである。

天和3年（1683）には、家族を構成する譜代百姓・屋敷者だけでも、実に42家族・178人が、12戸の有力農民の支配下にあった。これに対して、元禄15年（1702）には、屋敷者主4戸が154人の屋敷者を抱え、延享2年（1745）

には屋敷者主5戸が、屋敷者29戸・94人を抱え、明和3年(1766)には屋敷者主が4戸が、屋敷者20戸・47人を抱えるというように、屋敷者の戸数・人数は漸減している。しかし、19世紀に入っても屋敷者の存在自体は消滅せず、例えば寛政12年(1800)には、屋敷者主4戸に対し、屋敷者12戸・47人、文政9年(1826)には、屋敷者主2戸に対し、屋敷者9戸・38

〔第2表〕 元禄15年～慶応4年、下谷貝村の身分別戸数・家族数

(1) 元禄15年(1702)

		屋敷者主	屋敷者	一般百姓	門前百姓	山伏	寺院
戸	数	4	不明	50	3	1	戸数 6
	男	7	77	116	4	2	僧侶 5
	女	7	77	109	4	1	
	計	14	* 154	225	8	2	下男 1
下	男	8		22			
下	女	9		10			
	計	* 17		32			
出奉公	男	1		2			
同	女	0		0			
同	計	1		2			

(注) \* 屋敷者主下人と屋敷者の性別は不明につき推定による。

(2) 延享2年(1745)

		屋敷者主	屋敷者	一般百姓	門前百姓	山伏	寺院
戸	数	5	29	43	3	1	戸数 6
	男	10	49	96	8	2	僧侶 9
	女	15	39	85	3	1	
	計	25	** 94	181	11	3	下男 2
内15～60才		16	56	117	7	3	
下	男	11		7			
下	女	11		3			
	計	* 29		10			
内15～60才		21		9			
出奉公	男		1	5	1		
同	女		0	1	0		
同	計		1	6	1		

(注) \* 性別・年齢不明の7人を含む。 \*\* 同じく不明の6人を含む。

(3) 明和3年(1766)

	屋敷者主	屋敷者	一般百姓	門前百姓	修験	寺院
戸数	4	20	46	2	1	戸数 6
男	10	38	88	2	2	僧侶 7
女	8	29	92	5	2	
計	18	67	180	7	4	下男 0
内15~60才	13	47	114	4	2	
下男	1	出奉公男	7	1		
下女	0	同	女 2	0		
計	1	同	計 9	1		

(4) 寛政12年(1800)

	屋敷者主	屋敷者	一般百姓	門前百姓	寺院
戸数	4	12	33	1	戸数 6
男	11	23	65	1	僧侶 3
女	10	24	41	1	
計	21	47	106	2	下男 0
内15~60才	15	30	71	1	

(5) 文政9年(1826)

	屋敷者主	屋敷者	一般百姓	門前百姓	寺院
戸数	2	9	26	0	戸数 6
男	7	21	67		僧侶 1
女	5	17	53		
計	12	38	120	0	下男 0
内15~60才	9	21	75		

(6) 慶応4年(1868)

	屋敷者主	屋敷者	一般百姓	門前百姓	寺院
戸数	3	6	39	0	戸数 6
男	10	16	126		僧侶 2
女	14	15	115		
計	24	31	241	0	下男 2
内15~60才	17	16	148		
厄介男			1		
同女			3		
同計			4		

(史料) 真壁町市村浩家文書, 各年度・下谷貝村宗門人別改帳。

人、幕末の慶応4年(1868)でさえ、屋敷者主3戸に対し、屋敷者6戸・31人が存在している。

むしろ門前百姓や下人の減少・消滅の方が早く、元禄15年の下人49人、延享2年の下人39人に対し、明和3年には下人2人に減少し、この年は逆に出奉公9人が目だっている。但しその3分の2は村内への出奉公であり、宗門人別帳の上での下人の消滅は、譜代下人の消滅を反映しているにしても、雇傭関係の消滅を意味してはいない。門前百姓も元禄15年の3戸・8人から、寛政12年の1戸・2人になり、以後は姿を消している。

次に屋敷者主の最高に位置する名主五郎右衛門家について、同家の屋敷者の戸数・人数の変化を見てみよう。

元禄15年	戸数不明	男46人	女48人	他に下人5人
延享2年	17戸	男35人	女21人	他に下男5人、下女6人
明和3年	10戸	男20人	女17人	
寛政12年	4戸	男9人	女10人	
文政9年	4戸	男9人	女10人	
慶応4年	3戸	男9人	女9人	

元禄期から明和期にかけての急速な減少が目だつが、これは内容的には屋敷者の自立の傾向を反映したものであろう。但し村内の一般百姓も減少の傾向を見せているので、屋敷者や譜代下人が村内で百姓に取立てられる可能性は少なく、屋敷者主への従属を絶つことは、村外流出を意味していた。それだけに村内にとどまる限りは、屋敷者という身分から脱出することは困難であったのである。

しかし、少なくとも明和期以降の屋敷者は、身分的差別と形式化した主従関係を除けば、ほとんど他の百姓とかわらない地位を確立してきているものと思われる。領主側も、すでに天和の宗門改に際して、譜代百姓・屋敷者の個别人身的な把握の方向を示しており、延享期以降の宗門人別帳においても、誰の屋敷者という記載を別にすれば、他の農民と同様に記載し、掌握し

ている。

明和3年に年寄市郎右衛門は、屋敷者武右衛門(3人家族)を抱えていた。同家は寛政12年には良三の代になり(養母と二人暮らし)、屋敷者は常助の代(6人家族)になっている。ところが文政9年には、主人の家が断絶してしまい、常助(6人家族)は主人のいない屋敷者になっている。ただし慶応4年には市郎右衛門家は再建されており(市郎左衛門, 6人家族)、常助の粹友蔵(7人家族)はあいかわらず屋敷者にとどまっている。この事例は、屋敷者が農業経営の面でもほぼ自立を達成し、実質的には主人の家とは独立して再生産を実現しながら、身分的な従属の枠からの離脱を許されない姿を示している。

下谷貝村に関しては、これらの譜代百姓および屋敷者と主人や領主との関係、農業経営のあり方、さらに彼らの自立闘争をうかがえる史料は、現在のところ見出せない。明治初年になって、五郎右衛門家の屋敷構えのなかに居住していた屋敷者の子孫が、村方へ出て独立したという話を聞くだけである。

### Ⅲ 隷属農民の存在状況 —— 塙世村と本木村の場合 ——

当地域における隷属農民の存在形態は、前記の下谷貝村の事例でほぼ明確になった。しかし、彼等と領主や他の農民との関係等の具体的なあり方は、史料的制約によりあまり明らかになしえない。また多くの村々では、整備された宗門人別帳や五人組帳が残されている近世後半期には、すでに屋敷者・門百姓や譜代下人などの隷属農民の姿は消滅している。ここでは二、三の断片的な事例を通して、隷属農民の具体的なあり方に接近してみたい。

真壁町の西方1.5キロの塙世村は、近世の後半期では笠間藩領であり、高620石の畑がちの村である。同村の名主榎戸太郎左衛門家は、真壁氏の旧臣の系譜を有する土豪的百姓であり、近世前半期にはかなりの隷属農民を支配していたに相違ない。しかし、近世後半期においては、宗門人別帳等にはそのような事実は見られない。つぎに示す事例においては、同家がかって譜代

下人を抱えていたこと、その自立以後も機会のあるごとに恩恵をほどこして、旧来の主従関係の一部を存続させようとしていることがうかがえる。

つぎに要旨を示す訴状は、村内の百姓甚十郎の土地質入れをめぐる名主太郎左衛門と組頭弥三郎の争いに際して、宝暦12年(1762)10月に太郎左衛門より笠間藩真壁役所へ提出された「乍恐以書付、御内訴申上候覚」である<sup>(3)</sup>。

① 当村の百姓甚十郎の祖父長助は、父太郎左衛門の「普代之下人」であったが、長助の父が病死した際、長助の願いにより解放し百姓に取立てた。折から当村相給の旗本秋山氏領に伝兵衛という極貧の百姓がいたが、持山を全部質入れして病死したのち、長助が金を他から借入れてこれらの質地を受戻し、伝兵衛の後家の老後をみる約束で相続した。これらの受戻した質地の元利金が多額になったので、長助は父太郎左衛門に頼みこんで秋山氏領の畑を質入れし、3両を無利足の条件で借入れ、さらに質地は孫の甚十郎に至るまで三代の間作徳してきた。父太郎左衛門は他に4両3分を無利足で長助に貸し、同人の所持地を担保として書入れさせてきた。これらの貸金は、長助が本百姓として存続することが目的なので、父太郎左衛門はあえて取立てようとはしなかったし、自分もこれを取立てて甚十郎を潰すような意志はない。

② 長助が父太郎左衛門へ書入れた畑を、孫の甚十郎は困窮のあまり当村組頭弥三郎へ書入れ、1両2分を借用し、また秋山氏領のうちでも地所2筆を弥三郎へ書入れ、2分を借用した。当年春、甚十郎は両者の借金を返済できないため、弥三郎に証文の書替えを求められて、3両2朱の質地証文に書替え、質地は弥三郎方で作徳する条件にしたことが、ようやくこの秋になって自分の耳に達した。当方への書入れ地が無断で質入れされたのに驚き、証文の裏判を行なった名主元右衛門と地主甚十郎へ申し入れたところ、名主からは当方への書入れ地であることを知らず失礼したので、弥三郎へはよく申し聞かせるとのあいさつがあった。しかし、弥三郎よりは何の応答もないため、直接彼の所へおもむき、甚十郎の祖父長助が譜代下人であったため、自分の父が多大の貸金を与えたのに対し、後から弥三郎に高利で苦しめられるのは気の毒であると申し入れた。ともかく弥三郎は甚十郎が彼の組下百姓であるにもかかわらず、太郎左衛門の譜代下人の末であることも知らず、また依然として自分に何の応答もせず、組頭としても無責任すぎる。

要するに太郎左衛門の要求は、甚十郎への恩恵が弥三郎によって無にされるのをおそれているのである。従って彼は、弥三郎が甚十郎より取上げた質

(3) 真壁町榎戸淳一家文書。

地を返すことによって、弥三郎がうける損金を肩代りしてもよいとまで言っている。名主として村落共同体内での優位を保持するには、旧来の主従関係の一部を存続させることは、不可欠の条件だったのである。この訴訟の結果はどうなったか不明であるが、18世紀半ばに塙世村でも、隷属農民の影はかなり濃かったことが理解されよう。

真壁町の北方5.2キロの本木村は、近世の後半期では笠間藩領であり、高1140石のやや畑がちの村である。本木村の場合は、明和9年(1872)以降の人別五人組帳が残存し、村内農民の家族構成を詳細に知りうるが、明和9年段階ではもはや譜代下人などの隷属農民はみられない<sup>(4)</sup>。しかし、近世前半期には、村内の有力農民がかなりの隷属農民を抱えていたことは否定できない。

たとえば、元禄15年(1702)12月に、当村の勝田喜兵衛家は、前述の塙世村の名主榎戸太郎左衛門家より掣養子を迎えているが、この掣は持参金とともに、2人の家来(譜代下人)を連れてきている。その証文を次にかかげておく。<sup>(5)</sup>

「 相定申手形之事

一 成田三郎兵衛殿仲人ニ而、金五拾両持参并男式人召連、貴殿子息忠二郎を掣ニもらい申候、我等諸式隠居諸共ニ不残渡シ申筈ニ相定申候、自今以後我等男子出来申候共、諸式田畑之内少もわけ申間敷候、万一悪縁ニ罷成候ハバ、右持参金家来式人之金共ニ急度返合可申候、為其一札仍如件、

元禄十五年午十二月

本木村 勝田喜兵衛  
同 善兵衛  
下小幡村 長岡作右衛門

(4) 大和村勝田貞家文書、明和9年「五人組御改帳」、『茨城県史料・近世社会経済編I』p.95所収。

(5) 大和村勝田貞家文書。

榎戸太郎左衛門殿

成田三郎兵衛殿

享和2年(1802)3月、本木村の百姓十蔵は、みずから家来百姓の子と名乗って、次に要旨を示す願書「乍恐以書付、奉願上候」を藩の代官に提出している。<sup>(6)</sup>

① 私の親弥助は七郎左衛門の家来であったが、50年以前(延享2年)七郎左衛門の退転の際、同人の田畑を処分した残り12石余を、主人の茶の湯回向のために所持し、百姓に取立てられた。しかし、悪田畑のため相続が困難になり、村より毎年1両の年貢弁納の援助をうけてきた。その後、私の代になり村方よりの年貢弁納は打切られたが、かわりに村方定夫役を勤めて、その給金で年貢の不足分を補うことにしてきたが、しだいに困窮して相続が困難になっている。

② ところが七郎左衛門の親類の団六は、日ごろ私を家来同様に取扱っている。また私が七郎左衛門の跡式を相続したいと再三団六に願い出ても、自分の判断ではきめられないというし、団六が七郎左衛門より引受けた田畑を私が預かりたいと申し入れても、それもできないというので、困惑している。

③ 私は当年40才でかつ独身なので、適当な養子を引入れたいと心がけているが、団六は私を見下して、主人七郎左衛門の跡式の相続を望まないであろう。しかし、私が養子の引入れに失敗して、相続が不可能になれば、主人の茶の湯回向もかなえられず残念である。幸い団六には三男がいるので、その者に七郎左衛門の跡式を相続させるか、さもなければ私に相続を許し、村方並合いの取扱いをしてくれるか、いずれかの方法で主人の跡式を無事存続させてほしい。

この十蔵の願いの背後には、次のような事情があった。延享2年(1745)に本木村内を二分するほどの村方騒動があり、戦国期の真壁氏の旧臣で土着した勝田喜右衛門と、同じく真崎七郎左衛門の二人の名主が激しく対立し、村内の百姓も主に七郎左衛門側にたって争った。藩権力の介入により双方越度とされ、喜右衛門は自害に追込まれ、七郎左衛門は欠所を命じられた。この騒動の原因は、村内の山林支配をめぐる一部有力農民と一般農民間の対立によるものらしく、当面は有力農民同志の対立として激発したのである。

この事件を機会に藩権力が介入し、近世初頭以来、村落に君臨していた有

(6) 大和村勝田貞家文書。



力農民の勢力を掘崩した。一部有力農民の支配下に残存していた隷属農民・譜代下人が、これ以後急速に解放され、遅まきながらも自立の道を歩み始めたのである。しかし、自立の道を歩み始めた隷属農民の将来は、必ずしも容易なものではなかった。たとえば前述の十蔵は、主人七郎左衛門の欠所・退転後50年たっても、いまだ一人前の百姓としての基盤を確立しえず、もとの主人の親類に気をつかい、また主人の茶の湯回向を理由に、一人前の百姓としての保障を藩権力に求めざるをえなかったのである。

延享2年の村方騒動によって苦境にたたされた名主勝田喜右衛門は、前述の元禄期の勝田喜兵衛の子孫である。当家の系図には、隷属農民の存在について、注目すべき記事が散見される。この「勝田氏系図」は天保6年(1835)に完成し、同家が笠間藩に提出したものの控えであるが、近世の事項に関しては、他の関係史料と比較しても信用しうる内容をもっている。<sup>(7)</sup>

二代目勝田源兵衛重宗は、「慶長年中名主役初り、譜代拾壹軒、持高三百石」、うち185石余を子息4人に分与している。なお「谷部山先祖より所持仕来申候」ともある。三代目喜兵衛は、「名主役相勤候、分家配分残、慶安三御検地高九拾石余、谷部山所持」とあり、弟初代権左衛門(のちの勝田市郎左衛門・善兵衛家)は、「分地五拾石余、譜代壹軒分ル」とある。四代目源兵衛重光は、「名主役相勤メ持高百石余、谷部山先祖より所持仕来リ候処、元禄年中御林ニ相成申候」とあり、五代目喜兵衛重綱は、「名主役相勤持高百石余」とある。その養子忠次郎重村は、「実父塙世村榎戸太郎左衛門子ニテ聳也、持高百石余、名主役相勤申候」とあるが、これは前述の元禄15年に家来2人をつれて聳にきた者のことである。

七代目喜兵衛、後に喜右衛門重教は、「名主役勤、持高百石余、此頃譜代者六軒、新右衛門・源四郎・次兵衛・弥左衛門・安兵衛・七郎兵衛」とある。この喜右衛門こそ、前述の延享2年の村方騒動の当事者で、同年4月に悲痛な遺書を残して没している。ついで喜右衛門の長男、喜兵衛、後源兵衛因信は、「名主役勤メ持高九拾三石余、内四石四斗余、譜代七平ニ遣ス、七石式

(7) 大和村勝田貞家文書。

斗余，同半七ニ遣ス，七石三斗五升余，同源四郎ニ遣ス，五石式斗六升，同紋助ニ遣ス，メ参拾四石余，安永年中譜代四人之者ニ遣シ，村御百姓ニ取立申候」とある。以上が「勝田氏系図」にみられる隷属農民に関する記事のすべてである。

要するに，勝田家は近世初頭に真壁氏の旧臣として本木村に土着するとともに，300石の持高をもち，譜代百姓11軒を従えた土豪的百姓として，村落に君臨していたのである。以後順次，持高を分与して血縁家族を分家させ，その間に譜代百姓をも分与して，延享期には持高100石余，譜代百姓6軒に減少していた。延享2年の村方騒動による打撃によって，それ以前からの名田地主的な農業経営の破綻とあいまって，譜代下人を全面的に解放するに至ったのである。最終的には，安永年中に持高93石余のうち，24石を譜代百姓4軒に分与して村方百姓に取立てて，譜代百姓との隷属関係を一応たちきっている。

勝田家の場合，以上にみられる譜代百姓は，主人の家とは別個に家屋と家族をもつ農民であり，領主の支配や村落の構成の面で主人に隷属していたものである。勝田家が譜代百姓を全面的に解放する前後の農業経営の形態については，別稿で触れておいたが<sup>(8)</sup>，同家の持高（寛延4年に62.5石）の約8割を譜代ないし元譜代の農民に小作させ，年貢負担をも転嫁し，かつ彼らの労働力を残りの手作り分に投入して，名田地主的農業経営を行なっていた。しかし，小農経営による効果的な労働力の燃焼の趨勢と，隷属農民の最終的な自立の要求には抗しえず，多少の主従的關係を恩恵的に残しつつ，譜代百姓の解放を行なった。以後の勝田家の農業経営は，雇傭労働による地主手作りを中心に，元譜代百姓を含む一般農民への小作地貸付けに転じている。

しかし，勝田家から解放され，自立を認められた元譜代たちのたどった道は，決して平坦なものではなかった。18世紀半ばから関東農村をまきこんだ荒廃現象は，まず零細な農民経営の没落のかたちをとってあらわれ，自立

(8) 拙稿「近世後期北関東農村の構造——関東農村の荒廃をめぐって——」（『史学雑誌』81編9号）。

したばかりで強固な経済的基盤をもたない元譜代たちは、たちまち没落の危機に直面させられた。事実、本木村で明和9年(1772)～天明3年(1783)に潰れ百姓となるもの13戸のうち、1戸は延享期まで勝田家の譜代であった安兵衛であり、2戸は安永年中に同家の譜代から百姓に取立てられたものである。

#### Ⅳ 隷属農民の自立闘争 ——塙世村分郷の場合——

前述の塙世村は、笠間藩領620石と分郷130石に二分されており、分郷の領主はかなり変動があったが、ほぼ二、三名の旗本であった。

この分郷分の元禄期の人別帳が2冊現存している。第3表はそのうち元禄14年(1701)の人別帳の概要を示したものである。20戸の農民の持高と家族構成および下人の保有状況が明らかである。表示されている持高は零細であるが、これは元禄12年の人別帳と比較すると、相給の旗本領のうち、一知行地分の持高のみが示されていることがわかる。従って実際にはこの約2倍の持高を所持しており、また面積も畑が大部分のため、高1石が約1反3畝に相当している。

家族構成は、長男以外の子供や弟で既婚のものを含む家が3戸みられる他は、いわゆる単婚小家族かそれに準ずる親子二代の夫婦を含む家が多数をしめている。下人雇傭の家は3戸で、うち1戸は譜代下人を、もう1戸は年季奉公人を各1人保有している。

残る1戸は名主吉兵衛家で、この家だけは多数の奉公人と隷属農民を抱えている。同家の下人は合計11人で、そのうち2人は譜代の下女である。残りは年季奉公人で、当村の百姓4人、真壁郡内のもの1人、奥州白河領のもの4人となっている。他に「門長」とよばれる隷属農民を2家族抱えている。ただし、この五郎兵衛・長兵衛の二家族は、ともに老令ないし壮年の夫婦者で、子供がいない。

要するに、前述の下谷貝村と同様に、小規模ではあるが、村内の有力農民＝土豪的百姓のみが、依然として門長・譜代という形で隷属農民を従え、

〔第3表〕 元禄14年(1701) 塙世村分郷百姓の家族構成および下人

	百姓名	年令	持高(石)	家族構成および下人(年令)
1	七郎兵衛 (組頭)	59	1.066	女房57 「男子36 嫁33 女孫12 女孫9」「二男31 嫁29 男孫5」「三男26 嫁22」 下男(譜代)68
2	七郎左衛門	68	2.311	女房61 「男子35 嫁28 女孫8 男孫5」「嫁36 男孫14 女孫7」 下男43
3	平四郎	37	0.969	女房30 男子5
4	八兵衛	16	0.750	母42
5	才兵衛	50	1.552	女房45 男子9 男子6
6	弥八	54	1.495	
7	久兵衛	53	2.559	母73 「舅38 娘22 男子一 女子一」「弟44 女房38」
8	作兵衛	63	3.325	女房47 男子13 二男9 女子21 女子18
9	次兵衛	69	1.955	女房59 「男子33 嫁21」 二男20
10	四郎兵衛	52	0.581	女房44 娘21
11	六右衛門	60	2.308	女房51 「男子30 嫁29」 二男24
12	茂兵衛	53	0.779	女房44 「舅30 娘31」
13	仁蔵	57	0.795	女房52
14	孫助	34	0.567	母53 弟24 娘16
15	喜兵衛	50	1.739	母68 女房44 男子18 二男8 弟34
16	彦兵衛	51	1.981	女房44 男子5 「舅32 娘28」 娘12
17	仁兵衛	49	2.680	女房38 男子18 女子15
18	七郎右衛門	68	1.088	女房58 男子(江戸奉公)41
19	作右衛門	55	2.475	女房52 男子30 二男26
20	吉兵衛 (名主)	55	11.932	女房48 「男子30 嫁28 男孫11 女孫6」 娘12 父76 下人44 下人40 下人51 下人53 下人40 下人14 「門長72 同女65」「門長52 同女45」 下女23 下女一 下女13 下女(譜代)22 下女(譜代)13

家数合 20軒 惣人数合 119人 (内 男 62人 女 57人)

(史料) 真壁町榎戸竹四郎家文書, 元禄14年「常陸国真壁郡塙世村人別帳」

それに年季奉公人を加えて名田地主的農業経営を維持している姿が明らかである。また他の農民の多くは、一般の本百姓＝小農民経営に移行しており、一部には複合的大家族の名ごりを思わせるものも存在している。おそらくこ

の人別帳は、この時期(17世紀末～18世紀初頭)におけるこの地域の典型的な村落構成を示していると思われる。

塙世村分郷の名主榎戸吉兵衛家の住居は、中世の城郭を思わせる広大な堀の内に入り、字名も「堀の内」とよばれている。この堀の内は南方と西方にかなり広い堀(現在は水田)をはさんで、源法寺・下谷貝村方面の畑と林と集落が起伏する平野部に対しており、東方と北方は狭い堀や土塁をはさんで、塙世村の集落や畑につらなり、さらに東方に桜川をへだてて真壁の町並を控えている。現在堀の内のなかには、吉兵衛家の子孫の農家が一户あるほかは、畑と果樹園および林になっているが、ここにも南方と西方に二重の空堀があり、またかつての隷属農民の住居跡や古井戸が、5～6戸分明確に残っている。以上の点から、関東地方の農村部に現在も見うけられる、かつての土豪的百姓の屋敷構え＝堀の内のやや規模の大きい例といえよう。

榎戸吉兵衛家自体の由来は、戦国大名真壁氏の旧臣として、近世初頭に他の榎戸姓二家とともに、旧所領の塙世村に土着したという伝承と、それを裏付ける数通の戦国期の古文書によって明らかである。天保6年(1835)に塙世村百姓吉兵衛が、笠間藩主の下問に答えた「書上」には次のような記述がみられる。<sup>(9)</sup>

「一 天文年中より元和迄三代之間、榎戸対馬と申て土に御座候趣、以後は百姓人別に御座候、  
一 元禄年中迄は家来筋のもの、弐拾竈程村方に有之候証拠御座候、  
一 右元禄之頃、下男・下女弐拾人位召抱候人別之控御座候、  
年数凡三百年余、同村住居之様に相見え申候、」

以上の記述は、前述の人別帳や後述の隷属農民の自立闘争の経過によって、ほぼ裏付けられる。

塙世村分郷の隷属農民の自立闘争は、元禄4年(1691)と安政4年(1857)

(9) 真壁町榎戸竹四郎家文書。

の約1世紀半へだてた二つの事件が判明している。まず第一の事件を、元禄4年8月、塙世村吉兵衛が領主の旗本菅谷八郎右衛門に提出した「乍恐以書付、御訴訟申上候事」<sup>(10)</sup>によってみてみよう。

前述の堀の内の主人であり、分郷名主の吉兵衛には、多数の家来百姓がいたが、その一部は堀の内の屋敷構えより出て、村内の——山という所（旗本堀田氏領分）へ移住し、他は堀の内にとどまっていた。彼等とともに従来、主人の家に対して年末に「大番」という奉仕を行なう慣例があり、これに対して主人は、正月に「大番振舞」という接待をもって酬いることになっていた。ところが両所の家来百姓が申し合せて、前年暮から正月にかけて、大番勤めも大番振舞も拒否したのである。驚いた吉兵衛は、——山居住の家来百姓に関しては、領主の旗本堀田権右衛門を通じて圧力を加え、茂田村役人の仲介によって、先規通りの奉仕を約束させている。

一方、主人の屋敷構えにとどまっていた4人の家来百姓（弥次兵衛・甚蔵・市兵衛・太郎助）は、大番勤めのみでなく、主人の家の田植・田うない等の賦役労働をも拒否し、村役人（笠間領分）の説得もうけいれずに、頑強に抵抗している。困惑した吉兵衛は自村の領主である旗本菅谷氏の介入を要請している。以上が上記の文書の要旨である。

堀の内より——山へと、主人の直接監視下より逃れていた筈の農民の方が比較的簡単に屈伏したのに対し、堀の内の主人の屋敷構えに居住する4の方が、頑強な抵抗を示している。思うに——山へ移住した農民は、その移住自体が自立闘争の成果であって、<sup>(11)</sup> 農耕関係の賦役労働よりすでに脱していたので、より形式化していた大番の負担には妥協したのであろう。しかし、堀の内に残った家来百姓たちには、自立闘争の課題がより大きいのしかかっていたのではないだろうか。弥次兵衛等4人の自立闘争の結果は明らかではない。支配関係の相違にもよるかと思われるが、前述の元禄12・14年の人別

(10) 真壁町榎戸竹四郎家文書、『茨城県史料・近世社会経済編I』p.487 所収。

(11) この移住の経過は、後述の安政4年の史料により、その概要を知ることができる。註(13)の部分参照。

帳には、彼らの名は見あたらないのである。

やはり同じ人別帳に見あたらないが、堀の内の伝兵衛という家来百姓は、下記の通り、上述の自立闘争に加わりながら、主人と領主の圧力に屈している。<sup>(12)</sup>

「 一札之事

一 拙者儀先規より正月三日之大番、有来る例法相勤来り候処に、違背仕罷有故、堀田権右衛門様御支配所へ御訴訟被成候に付呼状参候、就其組之内七郎左衛門・七郎兵衛両人之頼、光照院様へ入寺致御訴訟仕候、只今迄何角と違背仕候段御免被遊候、自今以後諸事違背仕間敷候、為其沓札如件、

元禄五年申ノ十月廿三日

訴訟人 堀内 伝 兵 衛 ⑩  
組 内 金さ 七郎左衛門 ⑩  
同所 七郎兵衛 ⑩

榎戸吉兵衛様

なお、七郎左衛門と七郎兵衛は、元禄の人別帳にもみられる通り、塙世村分郷の本百姓である。ここでは領主の旗本が、主人側に加担して家来百姓の自立の要求を抑圧している点に注目しておきたい。

第二の安政4年(1857)の事件の概要は、同年10月に塙世村名主吉兵衛倅字六郎より、御地頭所(旗本)役人に提出した「乍恐以書付、御歎願奉申上候」<sup>(13)</sup>によれば、次の通りである。

字六郎の主張によれば、「私方は至て旧家にて、往古抱百姓廿人私構内に  
有之候所、内拾四人中古私所持字——山え為引移、御上様之御百姓に仕候え  
共、古来之恩儀忘却不致、殊に私所持山に住居仕候義に付、抱百姓同様相心

(12) 註(10)に同じ、『前掲書』p. 487 所収。

(13) 註(10)に同じ、『前掲書』p. 487 所収。

得罷在候所」, 年月がたっにつれて, 子孫の者は古来の恩義を忘れ, 同家とたびたび紛争を起し, そのたびに旧来の主従的關係を確認する証書を取交わしてきた。ところがこのたび, ——山居住の百姓小三郎の倅哥吉と仙助の養子仲蔵が, 旧来の事情を理解したいために, それらの証書を拝見したいと申し入れてきたので, 神妙な心がけと思ひ承知して見せたところ, 二人はいきなりこれらの証書を持出して姿をくらましてしまった。宇六郎はあわてて兩人の親の所へ出かけて交渉したが, 倅たちが帰宅しないのでちがあかず, 翌日江戸に出かけて, 領主(旗本)に事情を訴えて, 哥吉・仲蔵兩人の召喚を要請した。

要するに, ここには元禄5年に自立闘争を行なっていた——山居住の農民たちの子孫の姿がみられる。彼らは事実上, 旧主人への隷屬關係をほぼたちきっており, 争点は, 彼らの村落内での地位をおびやかし, 多少とも隷屬關係の存続を可能にする根拠=証書の処置にかかわってきている。

同年11月に塙世村名主見習宇六郎と, ——山居住の百姓5名(証書を持去った二人の親を含む)との間に取交わされた「為取替申済口証文之事」によれば,<sup>(14)</sup> 上記の紛争に隣村の村役人等が仲介に入り, 「此儀は, 是迄吉兵衛構百姓有之候えば, 当筋御知行所御人別えも差加へ候上は, 向後譜代と唱候儀は口外不致, 且又唯今——山住居仕候義, 以来何様之義出来候共, 立去杯と申事決て不申約定, 又小前<sup>(ママ)</sup>四人之者共, 元由緒も有之候義に御座候へば, 往古由緒書付廉々は忘却致間敷約定」という条件で, 示談させている。

事実上譜代下人の身分から解放され, 「其後当御知行所御百姓御人別え差加」えられて, 1世紀半以上もたった幕末においても, 彼らには「村方にては同人譜代之者と是迄相唱罷在候」という身分上の差別がついてまわっていたのである。そしてこの事件の結果, ようやく彼らは差別的呼称の一応の撤廃をかちとっているのである。

なお明治2年(1869)6月には, 塙世村分郷の旧来の名主吉兵衛を排除し

(14) 註(10)に同じ, 『前掲書』p. 488 所収。



で、新村役人の選出が進められていたが、名主候補の多左衛門は、実に——山居住の吉兵衛家の元譜代百姓であり、農民の多数の支持をみつめている。元名主吉兵衛俣端次は、多左衛門は前述の安政4年の事件の際、示談を強制されたことを遺恨に思い、他の村役人や農民をまきこんで吉兵衛家に対抗しているのであり、たとえ多左衛門が名主に任命されても「殊に譜代同様之百姓多左衛門支配受候儀は、残念之儀に御座候」と主張している<sup>(15)</sup>。

ここには、維新変革の直後とはいえ、名主役にまで就こうとする元譜代の成長した姿と、身分的差別をあくまで維持しようとする旧土豪的百姓の姿が、あざやかなコントラストをなしているのである。

## V むすびにかえて

以上検討してきた点を要約するならば、第一に近世の隷属農民には、隷属度の高いものから、家族を構成して一定の自立を達成しているものまで、多様な種類が存在したことである。ことに家族を構成する譜代下人や屋敷者の存在形態が、主人や領主権力の支配、農業経営のあり方、村落共同体とのかかわり等の点で注目される。第二にこれらの隷属農民の存在が、この地域の村落構成のなかで一般的だったのは元禄期前後(17世紀末)までで、彼らは以後18世紀前半期に、かなり急速に自立か消滅の道をたどったことである。その要因は、小農民経営の確立による名田地主的農業経営の行詰まりにもとめることができよう。

しかし、例外的に隷属農民の身分が固定化されて存続した村(下谷貝村)や、表面上は百姓に取立てられながら、実質的に差別が維持された村(塙世村分郷)があった。笠間藩領に属する村々では、隷属農民の姿は18世紀後半には、もはや痕跡をとどめるにすぎない(塙世村・本木村)。本稿では分析の対象に取上げなかった真壁周辺の笠間藩領の数か村(伊佐々・桜井・長岡村)においても、18世紀後半には隷属農民の姿を見出せない。下谷貝村

(15) 註(10)に同じ、『前掲書』p. 489 所収。

や塙世村分郷が、複数の旗本の相給支配地であり、旗本が領主権力としての知行地支配力の弱さを、在地の有力農民＝旧土豪的百姓の力によって補充しようとする傾向にあったことが、彼らによる隷属農民の支配を容認した要因であると考えられないだろうか。有力農民自体が、村落共同体における優越した地位を保持するために、恩恵的な形であれ旧来の主従関係を維持しようとしたことは、笠間藩領の村々にも認められる。

ともあれ、いわば一般農民の自立過程に乗りおくれた譜代下人・屋敷者たちの自立への歩みは、長期にわたり、かつ苦難にみちたものであり、なかには幕末までに自立を達成しえず、差別を近代に持込んだ例も皆無ではなかった。かかる隷属農民を伴って近世の村落共同体が構成され、それを基盤に強固な幕藩領主権力の支配が構築されていたことを、見のがしてはならないと思う。

(1973年7月10日)

〔付記〕 本稿で使用した史料に関して、所蔵者の茨城県真壁郡真壁町の市村浩氏・榎戸竹四郎氏・榎戸淳一氏 および 同郡大和村の勝田貞氏に厚く御礼申し上げます。また史料の採訪に協力された林玲子氏・佐藤列氏をはじめ多くの方々にも感謝いたします。なお、引用史料に関しては、理解しやすいように、一部の字体とかなを改めるとともに、都合により一部の地名を伏せたことをおことわりしておきます。

(1973. 7. 11)